

新技術等効果評価委員会運営規則（案）

令和三年十二月七日
新技術等効果評価委員会決定

（総則）

第一条 新技術等効果評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）及び新技術等効果評価委員会令（令和三年政令第百七十一号。以下「委員会令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委員会）

第二条 委員会の会議の招集は、委員長が行う。

2 委員長は、委員会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項その他必要な事項を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

3 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の開催場所とは別の場所にいる委員等に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

（書面による議事）

第三条 委員長は、やむを得ない事由により委員会の会議を開く余裕のない場合その他委員長が適切と認める場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

（委員等以外の者の出席）

第四条 委員長は、必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、委員会に出席して意見を述べることを求めることができる。

（委員等の除斥）

第五条 委員会令第七条第四項に規定する自己の利害に関係する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 委員等又はその配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族（以下「委員等又は配偶者等」という。）若しくはこれらであった者が、申請者（法第六条第一項及び又は第七条第一項の規定による求めをした者並びに法第八条の二第一項及び第九条第一項の規定による認定を受けようとする者をい

う。以下同じ。)又は認定事業者(法第八条の三第一項に規定する認定新技術等実証実施者及び法第十条第一項に規定する認定新事業活動実施者をいう。以下同じ。)であるとき

二 申請者が法人である場合又は法人でない社団若しくは財団である場合において、委員等又は配偶者等が、申請者又は認定事業者の代表若しくは管理人であるとき、又はあったとき

三 委員等又は配偶者等が、申請者又は認定事業者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき、又はあったとき

四 委員等又は配偶者等が、申請について申請者又は認定事業者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき

五 前各号に掲げるもののほか、委員等が、申請について特別の利害関係を有するとき

2 委員等は、自らについて、前項各号に規定する自己の利害に関係する場合に準ずる事情があるときその他の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがある事情があると思料するときは、委員長に対して、その旨を申し出るものとする。

(審議の内容等の公表等)

第六条 委員長は、原則、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。

2 前項の規定により審議の内容等を公表する際は、委員会において配布された資料も併せて公表する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員長は、会議における審議の内容等及び資料を公表にすることにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、申請者の正当な利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、当該審議の内容等及び資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

(議事要旨)

第七条 委員長は、委員会の終了後、遅滞なく、当該委員会の議事要旨を作成し、適当と認める方法により、これを公表する。

(議事録)

第八条 委員長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、委員長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

(部会)

第九条 部会は、委員会から付託された事項について審議する。

2 部会長は、部会における審議の経過及び結果を委員会において報告するものと

する。

- 3 第二条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員等」とあるのは「当該部会に属する委員等」と読み替えるものとする。

(公表に当たっての留意事項)

第十条 委員会の出席者は、第六条の規定により公表された範囲を超えて、審議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

(公表方法)

第十一条 第六条から第八条までに規定する資料、議事要旨及び議事録の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(その他)

第十二条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附 則

この規則は、令和三年十二月七日から施行する。